

## 業績目標 1-2-1：オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

<b>上記目標の概要</b>	<p>納税者の利便性の向上を図りつつ、計算誤り等のない正確な手続を確保するとともに、税務署等における業務の効率化を図る観点から、オンラインによる税務手続を推進します。</p> <p>そのため、申告等をオンラインで受け付ける国税電子申告・納税システム（e-Tax）（用語集参照）や所得税の申告データを作成する「確定申告書等作成コーナー」（用語集参照）などのシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組み、オンライン申告割合の向上を目指します。また、e-Taxを利用する際に必要となるマイナンバーカードの取得促進をはじめ、マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組を継続します。</p> <p>このほか、相談のため税務署に行かなくても済むよう、利用者目線に立った情報提供に取り組みます。納付については、地方税当局や金融機関等とも連携しつつ、キャッシュレス化を進めます。申請・届出等についても、ワンスオンリー（1度提出した情報は2度提出することを不要とする）等の観点から、手続自体や記入項目の見直しを進めます。</p> <p>これらの取組により、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指します。</p> <p><b>（上記目標を達成するための施策）</b></p> <p>業1-2-1-1： オンライン申告の推進  業1-2-1-2： マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組  業1-2-1-3： 利用者目線に立った情報提供  業1-2-1-4： キャッシュレス納付の推進  業1-2-1-5： 申請・届出等の合理化・デジタル化</p>
----------------	---

## 業績目標1-2-1についての評価結果

<b>業績目標についての評価</b>	<b>A 相当程度進展あり</b>
--------------------	-------------------

<b>評価の理由</b>	<p>施策「業1-2-1-4」の評価は「s 目標達成」、「業1-2-1-2」、「業1-2-1-3」及び「業1-2-1-5」の評価は「a 相当程度進展あり」でしたが、「業1-2-1-1」の評価は「b 進展が大きくない」としました。</p> <p>評価が「b 進展が大きくない」となった施策は、各税目等に係るe-Taxの利用状況等や利用満足度のほか、「国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』の利用満足度」を測定指標としています。これらの測定指標の一部が目標を達成できませんでした。e-Taxの利用状況は各税目等で前年より上昇していますが、e-Tax及び「確定申告書等作成コーナー」の満足度は前年度より低下しました。</p> <p>他方、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して様々な取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方が令和3年分の約1.3倍となり、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の2倍を超えたほか、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方が令和3年分から約1.6倍に増加しました。</p>
--------------	--

さらに、他の重要性の高い施策「業1-2-1-2」から「業1-2-1-5」については、全ての主要な測定指標の達成度が「○」であることから、施策の評定を「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」としました。

以上を総合的に勘案し、当該業績目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

**業績の分析**

**(必要性・有効性・効率性等)**

e-Taxを利用した申告・納税を推進することは、税務署に出向くことなく手続が行えるなど納税者の利便性が向上するとともに、税務署では申告書の收受・入力事務が削減されるなど税務行政の効率化につながるものであり重要な取組です。

令和4年度においては、確定申告会場への来場者削減の観点から、e-Tax利用の勧奨に取り組みました。その中でも、スマホやマイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告については、特に積極的な周知・広報に取り組みました。

これらの取組によりe-Taxの利用が拡大した結果、收受・入力事務や申告書の印刷・送付費用の削減、文書管理コストの低減など、税務行政の効率化が図られました。

引き続き、当該業績目標の重要性（納税者の利便性の向上及び税務行政の効率化）を踏まえ、各施策を推進していきます。特に目標未達成となった取組については、積極的な周知・広報や利用勧奨を行うとともに、アンケートにおける改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善を図ることなどにより、更なる利便性の向上に努めていきます。

**施策** 業1-2-1-1：オンライン申告の推進

[主要] 業1-2-1-1-A-1：e-Taxの利用状況（所得税の申告手続） (単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	60	65	○
実績値	44.0	47.5	55.2	59.2	65.7	

**測定指標（定量的な指標）**

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) 申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの実績です。

(注2) 「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度以降の目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

**(目標値の設定の根拠)**

国税申告手続のうち、所得税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」及び利用率の現状を踏まえ、65%に設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

e-Taxは、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化につながるものであることから、これまで、添付書類の提出省略などの利便性向上施策を実施するとともに、税理士会等をはじめとする関係民間団体等に対するe-Taxの利用拡大に向けた協力要請や、納税者及び税理士への個別勧奨を行い、その利用拡大に取り組みました。

特に、令和4年度においては、確定申告会場への来場者削減の観点から、大口源泉徴収義務者である企業を通じた従業員への働き掛け、税理士会などの関係民間団体等への働き掛け、また、納税者へのダイレクトメール送付などにより、自宅等からのe-Tax利用の勧奨に取り組みました。

こうした取組を実施した結果、自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方は、令和3年分の約1.3倍となる592万人で、約150万人増加し、税務署の確定申告会場で所得税等の申告書を作成・提出した方の数の2倍を超えました。

自宅からスマホを使ってe-Taxで申告した方は249万人で、令和3年分から約1.6倍に増加しました。特に、マイナンバーカードを利用してスマホから申告した方は179万人で、令和3年分の約2倍に増加しました。

また、市区町村と連携してマイナンバーカードの取得促進やマイナンバーカード取得者に対するe-Tax利用の周知・広報に取り組むとともに、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書等について、地方公共団体から国への電子データによる引継ぎを推進しました。

これらの結果、実績値は65.7%となり、実績値を上回ったことから、達成度は「○」としました。今後も、これまで以上にe-Taxを利用いただけるよう利便性向上施策を実施するとともに積極的な周知・広報に取り組んでいきます。

[主要]業1-2-1-1-A-2 : e-Taxの利用状況 (法人税の申告手続) (単位 : %)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	89	89	○
実績値	82.1	84.9	86.7	87.9	91.1	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度以降の目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

(目標値の設定の根拠)

国税申告手続のうち、法人税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」及び利用率の現状を踏まえ、89%に設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

上記A-1記載のとおり取り組んだほか、大法人の電子申告義務化に併せて導入した利便性向上施策の周知・広報など、積極的なe-Taxの利用の勧奨を行った結果、実績値は91.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

[主要]業1-2-1-1-A-3 : e-Taxの利用状況 (消費税の申告手続) (単位 : %)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度	
目標値	個人	—	—	—	70	72	×
	法人	—	—	—	89	89	
実績値	個人	55.1	58.0	67.8	68.4	69.9	
	法人	80.1	84.4	85.7	88.7	90.3	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) 個人の実績値は、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの実績です。

(注2) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度以降の目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見

測定指標(定量的な指標)

直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。なお、令和元年度以前の目標値の設定はありません。

**(目標値の設定の根拠)**

国税申告手続きのうち、消費税申告におけるe-Tax利用状況を個人と法人を区分し、指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」及び利用率の現状を踏まえ、個人は72%、法人は89%に設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

上記A-1及びA-2記載のとおり取り組んだ結果、法人の実績値は90.3%となり、実績値が目標値を上回りましたが、個人については、前年度より利用率は向上したものの実績値は69.9%となり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

**業1-2-1-1-A-4： e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）** (単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	30	35	×
実績値	—	—	14.4	23.4	29.5	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注1) e-Taxによる相続税申告は、令和元年10月1日から開始したため、令和2年度分から実績値を計上しています。

(注2) 「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、令和3年10月に「オンライン利用率引上げに係る基本計画」を策定しました。その際、オンライン利用率をより精緻に算定するため算定方法を見直しており、令和3年度以降の目標値及び各年度の実績値は見直し後の数値です。また、算定方法の見直し前に設定した令和2年度の目標値は記載を省略しています。

**(目標値の設定の根拠)**

国税申告手続きのうち、相続税申告におけるe-Tax利用状況を指標として設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」及び利用率の現状を踏まえ、35%に設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

上記A-1記載のとおり取り組んだほか、税理士等に対してアンケートを実施し、その結果も踏まえて、提出をお願いしている書類の削減や添付書類のイメージデータ(PDF形式)送信容量の拡大などの利便性の向上を図りました。その結果、前年度より利用率は向上しましたが、実績値は29.5%にとどまり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

相続税の申告手続については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」に基づき、令和5年度の目標値を40%に設定しています。今後も相続税申告の関与の多い税理士等に対する個別勧奨を行うなど、相続税の申告手続におけるe-Taxの更なる利用拡大に向けて取り組んでいきます。

**業1-2-1-1-A-5： e-Taxの利用状況（納税証明書の交付請求手続）** (単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	13	14	17	○
実績値	12.7	12.1	10.9	12.9	19.4	

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 令和元年度以前の目標値の設定はありません。

**(目標値の設定の根拠)**

国税関係申請・届出等手続きのうち、納税証明書の交付請求におけるe-Tax利用状況を指標とし

測定指標(定量的な指標)

で設定しています。目標値については、令和3年10月に策定した「オンライン利用率引上げに係る基本計画」及び利用率の現状を踏まえ、17%に設定しました。

**（目標の達成度の判定理由）**

納税証明書のオンライン請求は、納税者の利便性向上及び税務執行の効率化に資することから、その利用拡大に向け、納税者への利用勧奨や金融機関等への周知広報などを行ってきました。

特に、電子納税証明書（PDF形式）については、請求から受け取りまでオンラインで完結できるほか、自宅等で納税証明書を印刷して使用できるメリットもあることから、令和4年9月から導入したスマホ等による納税証明書のオンライン請求とあわせて、その利用拡大に取り組みました。その結果、令和4年度における納税証明書のオンライン請求割合は19.4%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

今後も電子納税証明書（PDF形式）を中心に、積極的な利用勧奨を行い、更なるオンライン請求の利用拡大に向けて取り組んでいきます。

**業1-2-1-1-A-6：e-Taxの利用満足度** (単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	75	80	80	80	80	×
実績値	81.5	74.2	67.5	75.2	61.1	

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、「満足している」から「満足していない」までの5段階評価で上位評価（「満足している」又は「おおむね満足している」）を得た割合です。

なお、令和4事務年度のアンケート調査の概要は、P.165に記載しています。

**（目標値の設定の根拠）**

e-Taxの利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査によるe-Taxの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

**（目標の達成度の判定理由）**

e-Taxの操作性や利用満足度等についてのアンケートを実施し、その結果、令和5年2月から令和5年5月にかけて337,416名（前年比107%）の方からの回答がありましたが、利用満足度についての上位評価割合は61.1%となり、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。

アンケート結果を踏まえ、納税者の視点で業務・システムを一体で見直し、UI・UXの改善等を検討し、引き続き利便性の向上に向けて取り組んでいきます。

**[主要]業1-2-1-1-A-7：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax申告状況**

(単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	—	—	—	—	43	○
実績値	12.2	18.6	27.8	36.0	46.3	

（出所）課税部個人課税課、資産課税課調

（注1）数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、所得税、消費税及び贈与税の申告書を提出した人員のうち、自宅等からe-Taxにより提出した人員の割合です。

（注2）数値は、各年分の申告において、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。申告期限の延長に伴い、令和元年度から令和3年度においては、翌年4月30日までに提出された申告書の計数です。

測定指標（定量的な指標）

**(目標値の設定の根拠)**

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、自宅等からのe-Tax申告を推進していくことが重要であることから、新たに「確定申告書等作成コーナーを利用した自宅等からのe-Tax申告状況」を定量的測定指標として設定しました。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、43%としました。

**(目標の達成度の判定理由)**

「確定申告書等作成コーナー」は、例年、利用者からの意見等を踏まえつつ、納税者の利便性向上に資する機能改善を行うことで、自宅等からのe-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

令和4年分においては、確定申告書等作成コーナーで作成した申告書をe-Tax送信する際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数を3回から1回に削減したほか、マイナポータル連携機能（用語集参照）についても、1年間分の医療費通知情報が取得可能になったことに加え、新たに公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書が取得可能になりました。また、青色申告決算書・収支内訳書をスマホで作成可能にするなど、更なる利便性向上に取り組みました。

こうした取組の結果、確定申告書等作成コーナーにおける自宅等からe-Tax申告割合は、46.3%となり、目標値を上回ったことから達成度を「○」としました。

測定指標（定量的な指標）

**業1-2-1-1-A-8：国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度**

(単位：%)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
目標値	90	90	90	90	90	△
実績値	93.5	92.6	88.3	90.7	89.8	

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 「確定申告書等作成コーナー」において、当該作成コーナーの利用満足度に係るアンケート調査（5段階評価）を実施しています。数値は、当該アンケートの総回答件数のうち、サービス提供全体の評価及び見やすさなどの使い勝手に関する評価のいずれにおいても上位の評価となっている回答件数が占める割合です。

なお、アンケート調査の概要は、P.165に記載しています。

**(目標値の設定の根拠)**

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用者利便の向上、利用者へのサポート体制の充実を図る観点から、利用者に対するアンケート調査による同コーナーの利用満足度を指標として設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、令和3事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。

**(目標の達成度の判定理由)**

上記A-7記載のとおり、納税者の利便性向上に取り組み、確定申告書等作成コーナーを利用した自宅等からのe-Tax申告割合は増加したところ、利用満足度の実績値は89.8%と目標値を僅かに下回りました。実績値と目標値との差が1%以下であったことから、達成度は「△」としました。

**施策についての評価**

b 進展が大きくない

評価の理由

主要な測定指標の達成度について、「業1-2-1-1-A-1」、「業1-2-1-1-A-2」及び「業1-2-1-1-A-7」は「○」でしたが、「業1-2-1-1-A-3」が「×」であったことから、「b 進展が大きくない」としました。

業 1-2-1-1 に係る参考情報

参考指標 1：オンライン利用件数（申告手続）（単位：千件）

会計年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
所得税申告		11,473	12,436	14,220	15,291	16,917
法人税申告		2,268	2,369	2,425	2,568	2,705
消費税申告	個人	771	805	898	923	885
	法人	1,655	1,725	1,749	1,837	1,892
相続税申告		—	—	23	44	61
贈与税申告		271	285	299	348	350
酒税申告		36	37	38	40	43
印紙税申告		87	86	89	94	97

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

（注）所得税申告、消費税（個人）申告及び贈与税申告については、申告期限の延長に伴い、令和元年度においては平成31年4月1日から令和2年4月30日まで、令和2年度においては令和2年5月1日から令和3年4月30日まで、令和3年度においては令和3年5月1日から令和4年5月2日まで、令和4年度においては令和4年5月3日から令和5年3月31日までの利用件数です。

参考指標 2：オンライン利用件数（納税証明書の交付請求手続）（単位：千件）

会計年度	令和2年度	3年度	4年度
オンライン請求件数	248	216	331
スマホ請求件数	—	—	44

（出所）長官官房企画課、デジタル化・業務改革室調

（注）スマホからの請求は、令和4年9月から開始しています。

参考指標 3：確定申告期におけるICTを活用した申告書の提出件数

【所得税（及び復興特別所得税）】（単位：千件）

年 分		平成30年分	令和元年分	2年分	3年分	4年分
署相談 会場	e-Tax	3,919	3,552	3,232	2,703	2,646
	書面	360	262	214	407	239
地方公共 団体会場	e-Tax	866	1,141	1,263	1,397	1,544
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	1,240	1,950	3,139	4,250	5,609
	HP作成コーナー・書面	4,741	4,657	4,655	4,354	3,510
	各種ソフト・e-Tax	4,185	4,352	4,760	4,980	5,148
計		15,311	15,915	17,264	18,091	18,697

（出所）課税部個人課税課調

（注1）数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

（注2）地方公共団体会場からの「e-Tax」の件数は、データ引継によるものです。

(参考) 所得税(及び復興特別所得税)の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員

(単位:千人)

年 分	平成30年分	令和元年分	2年分	3年分	4年分
確定申告人員	22,218	22,041	22,493	22,855	22,951
e-Tax利用人員	10,210	10,995	12,394	13,329	14,948
自宅等からのe-Tax	5,425	6,302	7,899	9,230	10,757
納税者本人による送信	1,149	1,858	3,207	4,424	5,919
マイナンバーカード方式 (用語集参照)での送信	473	597	1,340	2,392	3,866
ID・パスワード方式 での送信	588	1,170	1,722	1,828	1,709
その他の従来方式 での送信	88	91	144	205	345
税理士による代理送信	4,277	4,444	4,692	4,805	4,838
確定申告会場からのe-Tax	3,919	3,552	3,232	2,703	2,646
外 確定申告会場で作成・書面で提出	外 360	外 262	外 214	外 407	外 239
地方公共団体会場からのe-Tax	866	1,141	1,263	1,397	1,544

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 地方公共団体会場からのe-Taxの件数は、データ引継によるものです。

(参考) スマホ等を利用した提出人員

(単位:千人)

年 分	平成30年分	令和元年分	2年分	3年分	4年分
スマホ等を利用した提出人員	366	1,075	1,693	2,557	3,976
自宅からe-Taxで提出	126	473	1,018	1,528	2,490
マイナンバーカード方式での送信	—	59	432	851	1,792
ID・パスワード方式での送信	126	414	586	677	698

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

【個人事業者の消費税及び地方消費税】

(単位:千件)

年 分	平成30年分	令和元年分	2年分	3年分	4年分	
署相談 会場	e-Tax	52	47	46	37	36
	書面	5	5	4	10	3
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	45	49	72	78	81
	HP作成コーナー・書面	108	106	92	87	74
	各種ソフト・e-Tax	595	618	674	698	677
計	805	825	888	911	872	

(出所) 課税部個人課税課調

(注1) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数です。ただし、令和元年分以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末日までに提出された申告書の計数を示しています。

(注2) 令和4年分からスマホ等で消費税及び地方消費税の申告書作成ができるようになり、署相談会場を含めスマホ等により作成し書面提出したものは、「HP作成コーナー・書面」に含まれています。

【贈与税】

(単位：千件)

年 分		平成30年分	令和元年分	2年分	3年分	4年分
署相談 会場	e-Tax	55	55	51	53	49
	書面	6	6	5	8	6
自宅等	HP作成コーナー・e-Tax	17	21	29	50	62
	HP作成コーナー・書面	122	123	122	127	101
	各種ソフト・e-Tax	176	182	189	205	198
計		376	387	397	442	417

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課調

(注) 数値は、翌年3月末日までに提出された申告書の計数を示しています。ただし、令和元年分から令和3年分については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書の計数を示しています。

施策	業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-1-2-B-1：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	
	目標	<p>マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進やマイナポータル（用語集参照）を活用した納税者の利便性の向上施策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>マイナンバー制度自体の周知・広報に加え、実際にマイナンバーカードやマイナポータルを利用すれば、制度のメリットを理解することにもつながると考えられることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績)</p> <p>マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページの特設ページ等において、マイナンバー制度に関する情報提供を行いました。</p> <p>また、マイナンバーカードの取得促進のため、税務署窓口や調査・徴収の場面など、納税者と接触するあらゆる機会を通じてマイナンバーカードの取得勧奨を実施したほか、総務省や地方公共団体、関係民間団体と協力し確定申告会場にマイナンバーカードの申請コーナーを設置するなど、積極的に取り組みました。</p> <p>マイナポータルを活用した納税者の利便性の向上施策としては、マイナポータル連携機能について、1年間分の医療費通知情報が取得できるようになったことに加え、新たに公的年金等の源泉徴収票及び国民年金保険料控除証明書が取得できるよう対応を行いました。</p> <p>さらに、「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書をe-Tax送信する場合に必要なマイナンバーカードの読み取り回数を3回から1回に削減したほか、所得税、消費税の還付金の受取に公金受取口座（用語集参照）を利用できるよう対応を行うなど、納税者の利便性向上施策に取り組みました。</p> <p>このほか、法人番号の付番機関として、法人番号の指定・公表・通知業務を的確に実施するとともに、国税庁法人番号公表サイトの安定運用に努めました。</p>

○

測定指標 (定性的な指標)	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記実績のとおり、マイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進のための周知・広報や納税者の利便性向上に向けた取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>(参考)</p> <p>令和5年9月3日現在におけるマイナンバーカード交付状況(総務省公表) 交付枚数: 9,518万枚(人口に対する交付枚数率: 75.9%)</p>	
施策についての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	測定指標の達成度が「○」であったものの、今後もマイナンバー制度の普及・定着に向け、マイナンバーカードの取得促進のための周知・広報や納税者の利便性向上に向けた取組を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

### 実1-2-1-2に係る参考情報

#### 参考指標 1: 確定申告会場の申請コーナーの設置状況(地方公共団体、申請件数)

(単位: 団体、件)

年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
地方公共団体数	45	114	86	208	155
申請件数	8,986	13,176	8,560	24,909	13,461

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

#### 参考指標 2: マイナポータル連携機能を活用した控除証明書等のデータ取得のためのリクエスト件数

(単位: 千件)

事務年度	令和2年度	3年度	4年度
リクエスト件数	2,510	3,255	7,293

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

#### 参考指標 3: 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)特設ページ」へのアクセス件数

(単位: 千件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アクセス件数	1,442	1,628	2,710	3,653	5,489

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

#### 参考指標 4: 「国税庁法人番号公表サイト」へのアクセス件数

(単位: 千件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アクセス件数	18,490	48,600	37,030	43,262	51,101

(出所) 長官官房法人番号管理室調

参考指標 5 : Web-API機能を活用した法人の基本3情報のデータ取得のための  
 リクエスト件数

(単位:千件)

事務年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
リクエスト 件数	87,602	68,659	163,428	292,458	713,095

(出所) 長官官房法人番号管理室調

参考指標 6 : 公金受取口座の利用件数  
 (単位:千件)

事務年度	令和4年度
利用件数	1,339

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

(注) 数値は、申告者から公金受取口座の利用の希望があった件数を示しています。

施策	業1-2-1-3 : 利用者目線に立った情報提供						
測定指標 (定量的な指標)	[主要]業1-2-1-3-A-1 : 一般相談に占めるデジタル相談の割合						(単位:%)
	会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	—	—	—	—	85	○
	実績値	—	—	—	—	90.9	
	(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調  (目標値の設定の根拠) 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するためには、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボット(用語集参照)といったデジタル系チャネルを充実し、利用者目線に立った分かりやすい情報提供をすることが重要であることから、新たに「一般相談に占めるデジタル相談割合」(電話相談センター、確定申告電話相談センター及びインボイスコールセンターにおける電話相談件数とタックスアンサー・チャットボットの利用件数の合計数のうち、タックスアンサー・チャットボットの利用件数が占める割合をいいます。)を定量的測定指標として設定しました。 令和4年度の目標値は、過去の電話相談センター等における相談件数やタックスアンサー・チャットボットの利用件数等を踏まえ85%としました。  (目標の達成度の判定理由) 国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供や相談を行っているタックスアンサーやチャットボットについて、税制改正への対応に加えて、利用者のアンケート結果を参考とするなど、回答内容の見直しや回答精度の向上に努めました。 また、チャットボットについては、令和5年1月から「消費税の確定申告」についても相談を開始するなど、回答範囲の拡充を図りました。 この結果、デジタル相談の相談割合は90.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。						

測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-1-3-B-1：利用者目線に立った情報提供に向けた取組	
	目標	<p>「タックスアンサー」及び「チャットボット」について、引き続き円滑な運用に努めるとともに、利用状況等を踏まえて相談内容の充実を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠）          税務手続に関する不明な点について、税務署を往訪することなく、自ら解決できるよう分かりやすく情報提供を行うことが重要であることから、「タックスアンサー」及び「チャットボット」の充実に関する目標を設定しました。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）          国税庁ホームページにおいて税に関する情報の提供を行う「タックスアンサー」について、税制改正等に対応し、回答の充実を図りました。          また、土日や夜間でも利用できる税務相談のツールであり、質問に対する回答をオンラインで行うチャットボットについて、所得税の確定申告や年末調整、インボイス制度に関する相談内容を拡充したほか、令和5年1月から消費税の確定申告に関する相談を開始し、チャットボットの充実を図りました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）          上記実績のとおり、利用者目線に立った情報提供に向けて、「タックスアンサー」の改善や「チャットボット」の充実を行ったことから、達成度は「○」としました。          なお、e-Taxにおいても、令和5年1月から個人の方に向けて、e-Taxに登録されている本人情報に加え、還付金等の処理状況や各税目に関する情報（所得税の青色申告承認申請や消費税簡易課税制度選択届出等の各種申出の提出状況など）を確認できる「マイページ」（用語集参照）の運用を開始しており、今後確認できる情報を拡大していくこととしています。</p>
達成度	○	
施策についての評定		a 相当程度進展あり
評定の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後もタックスアンサー及びチャットボットの利用状況等を踏まえて相談内容の充実を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。	

業1-2-1-3に係る参考情報

参考指標 1：国税庁ホームページ「タックスアンサー」へのアクセス件数（単位：千件）

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
アクセス件数	58,222	73,679	78,746	89,082	80,787

（出所）長官官房税務相談官調

参考指標 2：国税庁ホームページ「チャットボット」への質問入力件数  
（単位：千件）

会計年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
質問入力件数	314	4,053	6,354	7,125

（出所）長官官房税務相談官調

参考指標 3 : 電話相談センター等の相談件数

(単位: 千件)

会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
電話相談センター	5,443	5,109	5,822	5,574	4,885
確定申告電話相談センター	2,813	3,045	4,082	3,950	3,411
インボイスコールセンター	37	139	43	107	500
計	8,293	8,293	9,947	9,631	8,796

(出所) 長官官房税務相談官、課税部個人課税課、軽減税率・インボイス制度対応室調

施策	業1-2-1-4 : キャッシュレス納付の推進						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 業1-2-1-4-A-1 : キャッシュレス納付の利用状況						(単位: %)
	会計年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	達成度
	目標値	—	—	26	32	35	○
	実績値	23.2	25.6	29.3	32.2	35.9	
	(出所) 徴収部管理運営課調 (注1) 数値は、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合です。 (注2) 「キャッシュレス納付」(用語集参照)とは、納付書を使用しない非対面の納付方法である①振替納税(用語集参照)、②ダイレクト納付(用語集参照)、③インターネットバンキング等による納税、④クレジットカード納付及び⑤スマホアプリ納付をいいます。 (注3) 令和元年度以前の目標値の設定はありません。						
	(目標値の設定の根拠) キャッシュレス納付の推進に向けた取組を測定するため、納付件数のうち、キャッシュレス納付による件数の占める割合を指標として設定しています。目標値については、過去の実績値及び中長期目標 <sup>(注)</sup> として令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割程度を目指していることを考慮し設定しました。 (注) オンライン利用率引上げに係る基本計画(令和2年12月策定、令和3年10月再策定)						
	(目標の達成度の判定理由) キャッシュレス納付は、納税者利便の向上と、収納事務などの税務行政について効率化とともに、現金管理等に伴う社会全体のコスト削減に資することから、関係民間団体、金融機関、地方公共団体等の協力を得ながら、継続的に利用勧奨に取り組んできました。 特に、令和4年度においては、新たな納付手段として、スマートフォン決済アプリを使用した納付方法(スマホアプリ納付)を導入し、更なる納税者利便の向上を図った上で、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組みました。また、複数の国税局において、県単位又は管轄全域など広範囲な地域を対象とし、日本銀行や金融機関、地方公共団体などの関係機関と協働して、キャッシュレス納付推進宣言書を執り行うなど、社会全体のキャッシュレス納付の気運を高めつつ、利用勧奨や周知・広報に係る連携強化を図りました。 こうした取組の結果、令和4年度におけるキャッシュレス納付の利用状況は35.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。						
	施策についての評定	s 目標達成					

<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。
--------------	-------------------------------------

業1-2-1-4に係る参考情報

参考指標 1：キャッシュレスによる納付状況 (単位：万件)

会計年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度
電子納税	インターネットバンキング等	347	464	602	702
	ダイレクト納付	154	192	263	337
振替納税		616	605	606	605
クレジットカード納付		31	43	72	81
スマホアプリ納付		—	—	—	15
合計		1,148	1,304	1,543	1,740

(出所) 徴収部管理運営課調

(注) スマホアプリ納付は、令和4年12月から開始しています。

<b>施策</b>	業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]業1-2-1-5-B-1：申請・届出等の合理化・簡素化の状況		
	<b>目標</b>	<p>各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>各種手続のオンライン化自体が手段であることを十分に認識した上で、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化という目的を達成するため、手続自体の合理化・簡素化を目標として設定しました。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>(実績)</p> <p>デジタルの効果を最大限に活用するためには、既存の様式を前提にオンライン化を図るのではなく、手続や業務の在り方自体の見直しを進めていくことが重要です。各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などの検討を行い、制度当局との協議を行った結果、令和5年度税制改正において、以下の項目について制度改正が実現しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業の開業・廃業等届出書、所得税の青色申告の取りやめ届出書、所得税の棚卸資産・有価証券・暗号資産・減価償却資産の評価方法の届出書・変更承認届出書及び現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめ届出書について、青色決算書等に届出事項を記載することにより、届出書の提出を不要化</li> </ul>	○

	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業の開業届出書、所得税の青色申告承認申請書、青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書、給与支払事務所等の開設等の届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の統合</li> <li>・ 「給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項の削減</li> </ul> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記手続の見直しは、納税者の利便性の向上及び税務署等における業務の効率化につながることから、目的の達成度は「○」としました。</p>	
<b>施策についての評定</b>		a 相当程度進展あり	
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も手続や業務の在り方自体の見直しにより、手続の合理化・簡素化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

### 業1-2-1-5に係る参考情報

#### 参考指標 1：合理化・簡素化を行った申請・届出等の件数

(単位：件)

事務年度	令和3年度	4年度
申請・届出の件数	47	13

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

<b>評価結果の反映</b>	<p>以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。</p> <p><b>(業1-2-1-1：オンライン申告の推進)</b> e-Taxについては、新たな計画に基づき更なる利便性の向上を図るとともに、税理士会などの関係民間団体等と連携した普及拡大策を推進し、周知・広報など、一層の普及及び定着に向けて取り組みます。 スマホ専用画面による確定申告書等作成コーナーの利用や、スマホからのマイナンバーカード方式によるe-Tax送信もできることなどの周知・広報に取り組みます。 また、地方公共団体の申告書作成システムで作成された所得税申告書の国への電子データによる引継ぎについては、地方公共団体の事務の削減につながり、デジタル・ガバメントの実現にも資することから、地方公共団体に対して積極的な働き掛けを行い、当該施策の推進に取り組みます。 「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見も踏まえて操作方法の簡便化等の機能改善など利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図ります。</p> <p><b>(業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組)</b> マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、マイナンバーカードやマイナポータルを活用した納税者の利便性の向上策に取り組むとともに、効果的な周知・広報を行っていきます。</p> <p><b>(業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供)</b> 「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、引き続き、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行います。</p>
----------------	---

評価結果の反映	<p><b>(業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進)</b></p> <p>日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関等と連携を強化し、これまで以上にダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の更なる利用推進に向けて取り組みます。</p>
	<p><b>(業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化)</b></p> <p>各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化を図ります。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンラインによる税務手続の推進については、オンライン申告もかなり進んできており、ルールに従って総合的にA評価としたことは適切である。</li> <li>○ オンライン申告は、非常に使いやすく分かりやすくなっているし、スマホ対応などの様々な技術を導入して、セキュリティなどを確保しながら行われており、非常に優れた取組である。</li> <li>○ オンライン申告の推進の施策がb評定になるのは致し方ない面がある。このため、オンラインによる税務手続の推進の目標の評定をAとすることに賛同するが、日本が諸外国に比べてデジタル化が遅れているということをかんがみて、更に改善するように頑張ってもらいたい。</li> <li>○ キャッシュレスの納付割合は上がってきているが、一方で、所得の低い人、高齢者、デジタルディバイドの人たちのキャッシュレスは進んでいない可能性がある。今後、こういった層に対して進めていくことが効果的であるかを考えて進めていきたい。</li> </ul>
------------------	--

業績目標に係る 予算額等	区 分		令和2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	52,225,056	(注2) (63,904,919)	(注2) (63,329,009)	(注2) (63,902,843)
		補正予算	2,779,375	(注2) (182,668)	(注2) (1,262,994)	(注2) -
		繰越等	△2,666,896	(注2) (△120,997)	(注2) N.A.	/
		合計	52,337,535	(注2) (63,966,590)	(注2) N.A.	
執行額(千円)		51,457,361	(注2) (66,300,448)	(注2) N.A.		

(注1) 令和4年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和5年11月頃に確定するため、令和5事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和3年度以降の予算は、内閣所管(組織)内閣官房及びデジタル庁所管(組織)デジタル庁、令和5年度予算はデジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

**(概要)**

国税総管理(KSK)システム(用語集参照)及び法人番号システム等の整備費並びに国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)</li> <li>○ 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)</li> </ul>
-----------------------------------	---

実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	令和4年度におけるオンライン(e-Tax)手続の利用状況等について(令和5年10月国税庁)、国税庁レポート2023(令和5年6月国税庁)
-----------------------------------	--

<p><b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b></p>	<p><b>(業1-2-1-1：オンライン申告の推進)</b>  e-Taxについては、より多くの利用者の方に満足していただけるよう、令和5年1月から、マイナンバーカードを利用して申告する方のマイナンバーカードの読取回数をこれまでの3回から1回に削減するなど、利便性の向上を図りました。  「確定申告書等作成コーナー」については、利用者からの改善意見を踏まえた利便性の向上のための開発に取り組むことにより、更なる利用拡大を図りました。</p> <p><b>(業1-2-1-2：マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組)</b>  マイナンバー制度の一層の普及・定着に向け、国税庁ホームページや関係民間団体と連携した効果的な周知・広報、政府方針であるマイナンバーカード普及促進及びマイナポータルを活用した番号の更なる利活用に積極的に取り組みました。</p> <p><b>(業1-2-1-3：利用者目線に立った情報提供)</b>  「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を実現するため、電話相談センターで対応した相談や国税庁ホームページに寄せられた意見などを踏まえ、「タックスアンサー」や「チャットボット」の内容の充実を図ることにより、利用者目線に立った分かりやすい情報提供を行いました。</p> <p><b>(業1-2-1-4：キャッシュレス納付の推進)</b>  日本銀行や金融機関、地方公共団体等の関係機関と連携し、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付の積極的な利用勧奨や周知・広報を行い、キャッシュレス納付の利用推進に向けて取り組みました。</p> <p><b>(業1-2-1-5：申請・届出等の合理化・デジタル化)</b>  各種申請・届出等について、手続自体の要否や記入項目の簡素化などを検討し、必要に応じ制度当局等との協議も行いつつ、実現可能なものから順次、合理化・簡素化に向けて取り組みました。</p>		
<p><b>担当部局名</b></p>	<p>長官官房（総務課、情報公開・個人情報保護室、税理士監理室、広報広聴室、人事課、会計課、企画課、デジタル化・業務改革室、データ活用推進室、法人番号管理室、参事官付、税務相談官）、課税部（課税総括課、消費税室、軽減税率・インボイス制度対応室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校</p>	<p><b>実績評価実施時期</b></p>	<p>令和5年10月</p>